

# 「“生きる”を支えるまち かがわ —第2次加古川市自殺対策計画—」 の策定に伴うパブリックコメントの実施計画(案)

## I 計画策定の位置づけ

「加古川市自殺対策計画」は、自殺対策基本法(平成18年法律第85号。)の規定に基づき策定。

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間。

## II 実施内容

### 1 意見募集案件

「“生きる”を支えるまち かがわ —第2次加古川市自殺対策計画—」(案)

### 2 意見募集期間

令和5年11月28日(火)から令和5年12月27日(水)まで(30日間)

### 3 意見を提出できる者

ア 本市の区域内に住所を有する者

イ 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体

ウ 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 本市の区域内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有するもの

カ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

### 4 意見の提出方法

直接持参又は郵送・FAX・電子メール

### 5 素案及び意見提出箱の設置場所(31箇所)

市役所6箇所(市民ロビー、市民健康課)、他別紙のとおり。

### 6 提出された意見の取扱い

- ・提出された意見は、内容ごとに整理のうえ、市の考え方を公表する。
- ・意見提出者に対する直接の回答を行わない。
- ・連絡先などの個人情報、内容について問い合わせをする際のみ利用する。

### 7 その他留意点

- ・意見提出に当たっては、住所、氏名(法人などの団体の場合は、所在地、団体名及び代表者の氏名)、連絡先の記入を必須とする。住所・所在地が加古川市外の場合は、加古川市内の勤務地や学校の名称等の記入を求める。
- ・必須記載事項について記入漏れがある場合は、意見提出として受付しない。
- ・意見提出用紙は、別に定める。ただし、任意の様式で提出することも可能とする。
- ・口頭での意見提出は認めない。

資料閲覧場所一覧

No.	部課等名	施設名	
1	市民協働部	人権文化センター	
2		東加古川市民総合サービスプラザ	
3		生活安全課	
4		スポーツ・文化課	加古川ウェルネスパーク
5			ウェルネスパーク図書館
6			海洋文化センター図書館
7		市民センター	加古川市民センター
8			野口市民センター
9			平岡市民センター
10			尾上市民センター
11	健康医療部	市民健康課	
12	教育指導部	社会教育課	
13		加古川公民館	
14		加古川西公民館	
15		東加古川公民館	
16		両荘公民館	
17		志方公民館	
18		加古川北公民館	
19		野口公民館	
20		氷丘公民館	
21		平岡公民館	
22		陵南公民館	
23		別府公民館	
24		尾上公民館	
25		中央図書館	
26	こども部	中央図書館	
27		加古川図書館	
28		育児保健課	
29		家庭支援課	
30		幼児保育課	
31		こども政策課	
		課の窓口	
		課の窓口	
		課の窓口	
		課の窓口	
		加古川駅南子育てプラザ	
		東加古川子育てプラザ	